

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人 若葉会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日～令和7年4月30日までの2年間

2. 内容

目標1：令和7年4月までに、全ての職員の年次有給休暇の取得日数が、付与日数の60%を超えるようにする。

<対策>

- 令和5年 5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 4月～ 法人内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：令和7年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、学校行事の際にも取得可能とすること、孫の子育てのためにも利用できるようにすることなど）。

<対策>

- 令和5年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年10月～ 制度の導入、職員への周知

策定日 令和5年4月28日